

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第150期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)
【会社名】	株式会社 島津製作所
【英訳名】	Shimadzu Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 晃
【本店の所在の場所】	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
【電話番号】	京都(075)823局1128番
【事務連絡者氏名】	専務取締役 小脇 一朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目3番地
【電話番号】	東京(03)3219局5550番
【事務連絡者氏名】	東京支社 総務部長 下村 芳樹
【縦覧に供する場所】	株式会社島津製作所 東京支社 (東京都千代田区神田錦町1丁目3番地) 株式会社島津製作所 関西支社 (大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内) 株式会社島津製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内) 株式会社島津製作所 神戸支店 (神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内) 株式会社島津製作所 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第3 四半期 連結累計期間	第150期 第3 四半期 連結累計期間	第149期
会計期間	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
売上高 (百万円)	184,505	184,562	266,255
経常利益 (百万円)	8,883	5,356	18,650
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,502	2,813	9,083
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	10	3,508	7,313
純資産額 (百万円)	154,268	162,566	161,568
総資産額 (百万円)	283,222	287,012	290,840
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.48	9.54	30.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	54.4	56.6	55.5

回次	第149期 第3 四半期 連結会計期間	第150期 第3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月 1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月 1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	1.22	0.73

- (注) 1 当社グループは四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3 四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の復興需要などを背景に緩やかな持ち直しの傾向があったものの、回復の動きに足踏みが見られました。海外においては、中国では景気の拡大ペースが鈍化し、欧州では一部の国で財政危機が懸念され、景気は低調に推移しました。米国では景気は緩やかに回復しました。

このような情勢のもとで当社グループは、中期経営計画に沿って、グローバル戦略商品の投入、アフターマーケット事業の強化、現地開発・現地生産の促進など、成長に向けた施策を積極的に進めています。北米・欧州・中国の主要な海外地域については、企画・開発・製造・販売まで事業部が一貫して統括する新体制をスタートさせています。新興国を中心とする地域については、その地域の市場開拓・成長をミッションとする海外事業開発部を設けました。また、厳しい円高のもと、顧客ニーズに対応した競争力ある新製品の拡販などにより、業績の確保に努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、計測機器事業、医用機器事業の売上は増加したものの、航空機器事業は国内需要の減少により、産業機器事業は半導体・液晶市況の低迷により、それぞれ売上が減少し、売上高は1,845億6千2百万円と前年同四半期比横ばいとなりました。損益面につきましては、研究開発費等の積極的な事業展開による経費増や円高の継続などにより、営業利益は49億4百万円(前年同四半期比50.2%減)、経常利益は53億5千6百万円(同39.7%減)、四半期純利益は28億1千3百万円(同12.4%増)となりました。

セグメントの業績は、つぎのとおりです。

計測機器事業

国内市場は、液体クロマトグラフが製薬分野の市況悪化による投資抑制の影響等で低調に推移しましたが、質量分析計がハイエンド製品を中心とした新製品の投入や官庁大学市場における更新需要などで増加したことや、ガスクロマトグラフが大口の更新やシステム製品等で回復したことにより、全体の売上は微増となりました。なお、コメの全袋検査に対応する目的で市場投入した食品放射能検査装置が福島県などに納入され、高速かつ高精度な検査に貢献しました。

海外市場は、北米・中国を中心に全体の売上は増加しました。北米では、大学向けに質量分析計が好調で、臨床検査機関向けにガスクロマトグラフの売上も増加しました。中国では、質量分析計や光分析装置が大学等の研究開発投資や食品安全分野での検査体制強化などで、また試験機が化学・電機分野などでそれぞれ好調に推移しました。東南アジアでは、液体クロマトグラフが好調に推移しました。一方、欧州では財政危機の影響で、厳しい市況が続きました。

この結果、当事業の売上高は 1,059億 3 百万円(前年同四半期比 2.3%増)、営業利益は 56億 8 千 6 百万円(同 33.8%減)となりました。

医用機器事業

国内市場は、市場ニーズに合致した新製品の投入効果などにより全体の売上が大幅に増加しました。X線テレビシステムは、ハイエンドな多目的機種や中小病院・診療所向けの可搬型FPDを搭載した機種が好調でした。また循環器科向けのX線血管撮影システムが好調でした。

海外市場は、北米では他社に先行した新製品の投入による更新需要の獲得などで、デジタル式回診用X線撮影装置等の売上が引き続き増加しました。欧州では財政危機の影響で厳しい市況が続いたものの、X線テレビシステムなどが好調で、売上が増加しました。一方、中国では市況の減速傾向や病院における機材購入の遅延傾向に加えて、日中関係の緊張の影響もあり、売上は減少しました。

この結果、当事業の売上高は 380億 6 千 5 百万円(前年同四半期比 9.2%増)、営業利益は 2 億 6 千 7 百万円となりました。

航空機器事業

国内市場は、防衛省向け主力戦闘機(F-15)近代化改修や新型哨戒機(P-1)搭載機器などが減少し、低調に推移しました。

海外市場は、ボーイング社への納入が拡大するなど、旅客機用搭載機器は好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は 172億 2 千 8 百万円(前年同四半期比 9.1%減)、営業損失は 4 億 3 千 5 百万円となりました。

産業機器事業

ターボ分子ポンプは半導体・液晶市況の低迷が続き、また太陽電池成膜装置もパネルメーカー各社の慎重な設備投資動向が続き、それぞれ売上は減少しました。

油圧機器は、産業車両(フォークリフト)の生産回復などで、売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は 175億 9 千 2 百万円(前年同四半期比 19.0%減)、営業利益は 1 億 7 千 7 百万円(同 87.4%減)となりました。

その他の事業

当事業の売上高は 57億 7 千 2 百万円(前年同四半期比 5.6%増)、営業利益は 10億 9 千 9 百万円(同 16.7%増)となりました。

(注)セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでいません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)はつぎのとおりです。

当社は、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、平成20年6月27日開催の第145期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部改定した上、継続することとし(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます)、その具体的な内容を決定し、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て本プランを継続いたしました。

イ 基本方針

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

ロ 本プランの概要

買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます)に対し、()事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、()当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、()株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」と総称します)を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

ハ 本プランの合理性

株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会の終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

買収防衛策に関する指針を踏まえた内容であること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっています。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、65億7千万円であります。なお、経費助成7百万円については、研究開発費から控除しています。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	296,070,227	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株です。
計	296,070,227	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		296,070		26,648		35,188

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

(平成24年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,101,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 292,949,000	292,949	
単元未満株式	普通株式 2,020,227		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	296,070,227		
総株主の議決権		292,949	

(注) 1 単元未満株式数には当社所有の自己株式 475株が含まれています。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 3,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれていません。

【自己株式等】

(平成24年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社島津製作所	京都市中京区 西ノ京桑原町1番地	1,101,000		1,101,000	0.37
計		1,101,000		1,101,000	0.37

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)および第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,218	28,026
受取手形及び売掛金	85,435	76,362
商品及び製品	33,348	36,697
仕掛品	19,359	23,034
原材料及び貯蔵品	16,364	17,169
繰延税金資産	6,701	6,354
その他	4,804	5,773
貸倒引当金	987	933
流動資産合計	196,244	192,485
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	71,058	71,256
減価償却累計額	36,255	37,095
建物及び構築物(純額)	34,802	34,161
機械装置及び運搬具	18,071	17,919
減価償却累計額	14,502	13,902
機械装置及び運搬具(純額)	3,569	4,017
土地	18,730	18,490
リース資産	3,168	3,598
減価償却累計額	1,542	1,593
リース資産(純額)	1,626	2,005
建設仮勘定	713	287
その他	26,864	27,789
減価償却累計額	21,093	21,665
その他(純額)	5,770	6,124
有形固定資産合計	65,213	65,086
無形固定資産	7,218	7,069
投資その他の資産		
投資有価証券	9,292	10,013
長期貸付金	593	482
繰延税金資産	8,776	8,482
その他	4,104	3,891
貸倒引当金	602	500
投資その他の資産合計	22,164	22,370
固定資産合計	94,596	94,526
資産合計	290,840	287,012

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,045	44,760
短期借入金	7,519	6,078
コマーシャル・ペーパー	-	7,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	619	719
未払金	9,268	9,045
未払法人税等	2,917	758
賞与引当金	5,980	2,057
役員賞与引当金	204	146
その他	9,449	11,105
流動負債合計	96,004	91,671
固定負債		
長期借入金	11,556	11,397
リース債務	1,127	1,432
退職給付引当金	14,528	14,234
役員退職慰労引当金	259	260
その他	5,795	5,449
固定負債合計	33,266	32,774
負債合計	129,271	124,446
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,648	26,648
資本剰余金	35,188	35,188
利益剰余金	111,968	112,288
自己株式	699	712
株主資本合計	173,105	173,413
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,995	2,210
為替換算調整勘定	13,754	13,285
その他の包括利益累計額合計	11,758	11,074
少数株主持分	221	227
純資産合計	161,568	162,566
負債純資産合計	290,840	287,012

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	184,505	184,562
売上原価	115,506	117,948
売上総利益	68,998	66,613
販売費及び一般管理費	59,146	61,708
営業利益	9,851	4,904
営業外収益		
受取利息	116	111
受取配当金	145	149
受取保険金	196	189
受取賃貸料	96	69
為替差益	-	32
その他	487	785
営業外収益合計	1,042	1,337
営業外費用		
支払利息	315	297
為替差損	797	-
その他	897	588
営業外費用合計	2,010	886
経常利益	8,883	5,356
特別利益		
固定資産売却益	15	20
投資有価証券売却益	-	3
特別利益合計	15	23
特別損失		
減損損失	-	243
固定資産処分損	309	95
投資有価証券評価損	226	65
特別損失合計	535	404
税金等調整前四半期純利益	8,363	4,975
法人税、住民税及び事業税	2,088	1,604
過年度法人税等	1,709	-
法人税等調整額	2,050	546
法人税等合計	5,848	2,151
少数株主損益調整前四半期純利益	2,515	2,823
少数株主利益	12	10
四半期純利益	2,502	2,813

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,515	2,823
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	722	214
為替換算調整勘定	1,803	469
その他の包括利益合計	2,525	684
四半期包括利益	10	3,508
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	17	3,497
少数株主に係る四半期包括利益	6	10

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
1 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、シマツ サウスアフリカ プロプライアトリー リミテッドについては、重要性を勘案して、新たに連結の範囲に加えています。
2 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	従来、決算日が12月31日であったシマツ(エイシア パシフィック)プライベート リミテッド他4社については、第1四半期連結会計期間より決算日を3月31日に変更しています。この変更により、当第3四半期連結累計期間は、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヵ月間を連結しています。なお、平成24年1月1日から平成24年3月31日までの3ヵ月間の損益については利益剰余金に直接計上しています。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	
当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。なお、これによる損益への影響は軽微です。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

受取手形割引高および裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	600百万円	600百万円
受取手形裏書譲渡高	4	4

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)はつぎのとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	5,908百万円	5,866百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,180	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	1,179	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,179	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月8日 取締役会	普通株式	1,327	4.50	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	103,494	34,858	18,958	21,727	179,039	5,465	184,505		184,505
セグメント間の 内部売上高	39	3	51	38	133	824	957	957	
計	103,534	34,862	19,009	21,766	179,173	6,289	185,462	957	184,505
セグメント利益 又は損失()	8,591	49	624	1,417	10,584	942	11,526	1,674	9,851

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 1,674百万円は、セグメント間取引消去3百万円および各報告セグメントに配賦しない試験研究費 1,678百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	計測機器	医用機器	航空機器	産業機器	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	105,903	38,065	17,228	17,592	178,790	5,772	184,562		184,562
セグメント間の 内部売上高	30	1	42	26	101	779	880	880	
計	105,934	38,067	17,270	17,619	178,891	6,551	185,443	880	184,562
セグメント利益 又は損失()	5,686	267	435	177	5,696	1,099	6,796	1,891	4,904

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸、不動産管理、ソフトウェア開発、製品設計、建設舗床業等の事業を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額 1,891百万円は、主に各報告セグメントに配賦しない試験研究費 1,892百万円です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

新事業の創出促進に向け、試験研究費配賦方法の見直しを行った結果、従来、報告セグメントに配賦していた試験研究費の一部を、第1四半期連結会計期間より報告セグメントに配賦せず、「調整額」に含める方法に変更しました。この変更に伴う前第3四半期連結累計期間の組替後の数値は、「前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日) 1 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報」に記載しています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益	8円48銭	9円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	2,502	2,813
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	2,502	2,813
普通株式の期中平均株式数 (千株)	295,002	294,973

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年1月16日に防衛省より航空機器事業部の原価集計などに関する問い合わせを受けました。社内調査の結果、同事業部で作業時間を過大に計上している案件があることが判明しました。現在、防衛省の調査に協力しているところであり、過大請求に係る金額については、算定方法や対象期間等について確認の途上であるため、合理的に見積れず、支払時期も未定のため、当社連結上の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は、現段階で不明であります。なお、当社は、平成25年1月25日付で防衛省より指名停止の措置をとる旨の通知を受けております。

2 【その他】

中間配当

平成24年11月8日開催の取締役会において、つぎのとおり中間配当を行う旨決議しました。

中間配当金の総額 1,327,359,384円

1株当たりの金額 4円50銭

支払請求の効力発生日および支払開始日 平成24年12月4日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2月14
日

株式会社 島津製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩 淵 貴 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社島津製作所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成25年1月に防衛省より問い合わせを受けて社内調査を実施した結果、航空機器事業部で作業時間を過大に計上している案件があることが判明した。現在、会社は防衛省の調査に協力しているところであり、過大請求に係る金額を合理的に見積れず、支払時期も未定である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。